

令和 7 年国勢調査にかかる通信機器賃貸借業務 仕様書

1 業務の名称

令和 7 年国勢調査にかかる通信機器賃貸借業務

2 賃貸借期間 9 月 8 日（月）～11 月 7 日（金） 2 か月間

3 業務の目的

令和 7 年国勢調査において、長崎県庁庁舎に通信機器を配置、県内市町に通信機器を配布、調査員が利用することにより、県内のオンライン回答を積極的に推進する。

4 内容

次に掲げる業務を行うこと。

(1) 通信機器の納品

別紙 2-1 に示す要件を満たす機器を下記の場所に期日までに納品すること。

【場所】〒850-8570 長崎県庁統計課（長崎市尾上町 3-1）

【日時】令和 7 年 9 月 8 日（月） 53 台

(2) 機器の使用準備※

- (ア) 機器として最低限必要な設定（初期セットアップ等）
- (イ) セキュリティ更新プログラム等の自動更新設定
- (ウ) 端末からインターネットに接続するために必要な設定
- (エ) その他必要と考えられる措置（契約後に別途指示する。）

※「別紙 1 端末のセキュリティ設定」を及び「別紙 3 タブレットの遠隔ロック設定」の設定を長崎県統計課によって行うため留意すること。

(3) 通信環境保全

機器本体に障害発生した場合、迅速に解決できるよう努めること。

なお、代替機を送付する場合は、同等機種以上とする。

(4) データの消去について

端末の返却を受けた際は、蓄積された電磁的記録を復元できないように抹消し、その旨の証明書を提出すること。

5 通信機器の転貸借

通信機器は、長崎県庁統計課職員のほか、市町職員及び国勢調査 調査員（総務大臣が任命）が長崎県内で使用する。

6 その他実施に関し必要な事項等

(1) 情報の適正管理

本業務を実施するために長崎県から提供する情報については、「個人情報取扱特記事項」（契約書添付）に従い、その取扱いについては漏えいのないよう十分な管理を行うこと。

(2) 秘密の保持

ア 受託者は本業務の遂行に当たり、長崎県が提供した情報（公知の情報等を除く。以下同じ。）及び業務遂行過程で生じた納品成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用させ、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。また、そのために必要な措置を講じること。

イ 受託者は本業務の遂行に際して長崎県が貸与した資料を、滅失及びき損のないよう取り扱い、作業完了の都度、速やかに長崎県に返却すること。

(3) 法令等の遵守

本業務の実施に関し、受託者は、統計法その他関係法令及び長崎県情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。特に、統計法において、調査対象者の秘密は保護されなければならないと定めており、受託者はそのための措置を講ずること。

(4) 監督及び検査

本業務に係る監督及び検査は、長崎県統計課が行い、統計課人口生活統計班長を責任者とする。

(5) その他

ア 情報セキュリティ上の問題（そのおそれを含む。）発生時には、長崎県へ速やかに報告すること。

イ 本契約の範囲は、本仕様書に記載する業務内容に係る一切の費用を含むものとする。

ウ 本件業務の実施に当たり、本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、受託者は速やかに長崎県と協議を行い、また、その指示に従うこと。